

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の説明書

外
務
省

目次

| | | |
|---|---------------|---|
| 一 | 概説 | 一 |
| 1 | 条約の成立経緯 | 一 |
| 2 | 条約締結の意義 | 一 |
| 二 | 条約の内容 | 一 |
| 三 | 条約の実施のための国内措置 | 三 |

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、刑事共助条約の締結交渉を開始することについて令和五年（二千二十三年）五月にカナダ政府との間で意見が一致したことを受け、同年六月からこの条約の締結に向けた交渉を行った。その結果、この条約の案文について最終的な合意をみるに至ったので、令和七年（二千二十五年）十二月十二日にオタワにおいて、日本国側在カナダ山野内大使とカナダ側カーティス・ミカレフ司法省次官との間でこの条約の署名が行われた。

2 条約締結の意義

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互に直接連絡すること等を定めるものである。この条約の締結により、我が国からカナダに対して請求する共助がカナダにおいて一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化・迅速化が期待される。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十二箇条及び末文から成り、それらの概要は、次のとおりである。

- 1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること等について定める。（第一条）
- 2 この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、カナダはカナダ司法大臣又は同大臣が指定する者をそれぞれ指定すること等について定める。（第二条）
- 3 被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。（第三条）
- 4 共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。（第四条）
- 5 被請求国が請求された共助の実施に当たってとらなければならない手続等について定める。（第五条）

- 6 請求された共助の実施に要する費用の負担について定める。(第六条)
- 7 この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件について請求国に課される開示及び使用の制限並びにこれらに関する秘密保全について定める。(第七条)
- 8 この条約の規定に従って提供される物件の輸送、保管及び返還に関する条件について定める。(第八条)
- 9 証言又は供述の取得について定める。(第九条)
- 10 ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすることについて定める。(第十条)
- 11 物件の取得について定める。(第十一条)
- 12 人、物件又は場所の見分について定める。(第十二条)
- 13 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。(第十三条)
- 14 立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供について定める。(第十四条)
- 15 捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対する招請の伝達について定める。(第十五条)
- 16 拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であつて、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のものについて定める。(第十六条)
- 17 刑事手続に関する文書の送達について定める。(第十七条)
- 18 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続の共助について定める。(第十八条)
- 19 この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従つて他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないことについて定める。(第十九条)
- 20 両締約国の中央当局は共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うこと、また、両締約国はこの条約の解釈又は実施に関して生ずる問題について協議することについて定める。(第二十条)
- 21 この条約中の条の見出しが、この条約の解釈に影響を及ぼすものではないことについて定める。(第二十一条)

22 この条約の効力発生、改正及び終了等について定める。(第二十二条)

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。